

大洲地区広域消防事務組合総合計画

平成 30 年 3 月

大洲地区広域消防事務組合消防本部

目 次

第1 総論

1 策定の趣旨.....	1
2 計画の役割.....	1
3 総合計画の構成と期間.....	2

第2 基本構想

1 計画の基本方針.....	3
2 基本目標.....	3～5
基本目標 1 消防力の充実	
基本目標 2 救急救助体制の充実強化	
基本目標 3 火災予防対策の推進	
基本目標 4 地域防災力の充実強化	
総合計画体系	

第3 基本計画

基本目標 1 消防力の充実	
施策 1 消防施設の整備.....	6～9
1 消防署所の整備	
2 消防車両・資機材の整備	
3 消防指令体制の充実強化	
施策 2 消防組織体制の充実強化.....	9～11
1 組織体制の整備	
2 職場環境の充実・健康管理の推進	
施策 3 広域連携体制の充実.....	11～12
1 消防広域化の検討	
2 緊急消防援助隊等の充実	
基本目標 2 救急救助体制の充実強化	
施策 1 救急体制の充実強化.....	13～15
1 救急救命士の養成	
2 救急業務高度化事業の推進	
3 応急手当の普及啓発	

施策2 救助体制の充実強化.....	16
1 救助業務高度化事業の推進	
基本目標3 火災予防対策の推進	
施策1 火災予防の啓発.....	17～18
1 防火思想の普及啓発	
2 住宅防火対策の推進	
施策2 事業所等の火災予防対策.....	19～20
1 防火対象物の防火安全体制の推進	
2 危険物施設の安全対策	
施策3 火災調査体制の強化.....	21～22
1 火災調査体制の充実強化	
基本目標4 地域防災力の充実強化	
施策1 消防団との連携.....	23～24
1 消防団との連携強化	
施策2 地域防災力の充実強化.....	24～25
1 自主防災組織等の活動支援	

第1 総論

1 策定の趣旨

大洲地区広域消防事務組合の消防業務については、平成17年に策定された当組合総合計画のなかで、消防力の充実強化及び関係機関との連携等による危機管理、防災体制の強化を図ることとされ、これまで火災予防対策、消防、救急並びに救助体制の充実など計画的な取り組みを行ってきました。

しかしながら、東日本大震災のように、現有消防力をはるかに上回る大規模災害や同時多発災害においては、一消防機関だけでは対応することが困難であり、「自助」、「共助」、「公助」が互いに連携し一体になることで、被害を最小限にできるとともに早期の復旧、復興につながるものとなります。

また、四国地方では、南海トラフ地震に伴う津波のリスクをはじめ、地震による建物倒壊や近年多発するゲリラ豪雨の被害など、自然災害の危険性が懸念されています。

さらに、近年の災害は、大規模化、複雑多様化しており、社会情勢も人口減少が続き超高齢化社会へ突入し、厳しい財政状況の中、充実した消防活動を展開するため、より効果的で効率的な事業推進が求められています。

大洲市・内子町においても「安全・安心のまちづくり」の実現を基本理念として掲げており、これらを踏まえ、これまでの消防の取り組みを総括、検証し、将来にわたって誰もが安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるための指針として、ここに新たな「大洲地区広域消防事務組合総合計画」を策定するものです。

2 計画の役割

本計画は、本組合の消防行政運営の基本方針として、計画的・効率的な施策と総合的な推進のための指針となるものです。

また、本計画は、消防行政の各分野における共通目標・行動指針を示す計画であるとともに本組合の最上位計画として位置付けられています。

3 総合計画の構成と期間

(1) 総合計画の構成

総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画で構成されています。
それぞれの内容は次のとおりです。

○基本構想

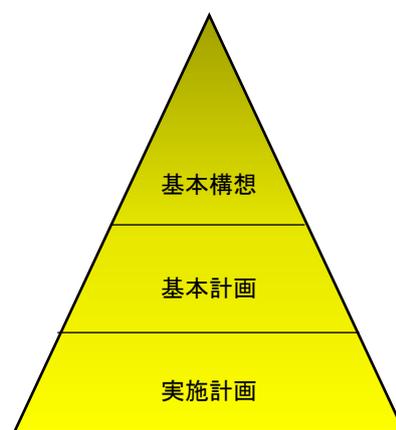
基本構想は、本組合の将来の姿を展望し、その実現に向けての基本的な考え方を示すもので、長期的な視点に立った計画的な指針となるものです。

○基本計画

基本構想に基づき、取組むべき消防施策を各分野にわたり体系的に定めたもので、本組合の基本的な計画となるものです。

○実施計画 ※別途計画します。

基本計画において定めた各施策を効果的に推進するために策定するものです。



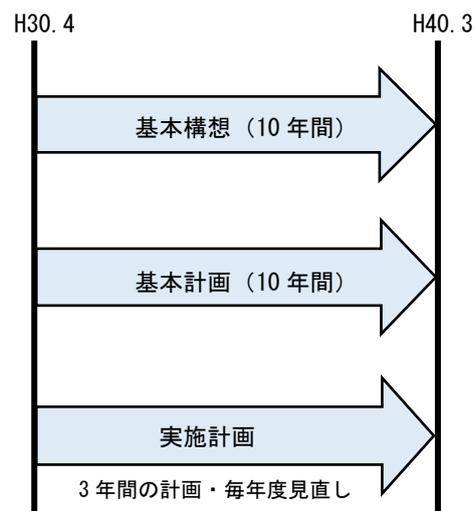
◆総合計画の構成（イメージ）

(2) 総合計画の期間

「基本構想」と「基本計画」の期間は、平成30年度から平成39年度までの10年間としています。

ただし、「基本計画」は、社会情勢の変化及び施策の進捗状況により、必要に応じて見直しを行います。

また、「実施計画」の期間は3年間とし、事務事業の評価等や社会情勢、財政状況の変化を踏まえて、毎年ローリングによる見直しを行います。



◆総合計画の期間

第2 基本構想

1 計画の基本方針

住民の信頼と負託に応えるため、職員一人ひとりが責任と誇りと使命感を持ち、あらゆる事象に迅速的確に対応できる消防体制を確立するとともに、より質の高い消防行政サービスを提供できるよう、本組合が目指す将来像を以下のように定めます。

目指す将来像

安全で安心して暮らせる、災害に強いまち

2 基本目標

本組合の将来像である「住民が安全で安心して暮らせる、災害に強いまち」を実現するため、以下の基本目標を次のとおり定めます。

基本目標1 消防力の充実

地震、台風等の自然災害やテロによる特殊災害の対応など、消防の果たす役割が多様化している中、消防行政の基盤である消防署所の整備や消防車両、装備を見直すなど新たな消防施設の整備充実に取り組みます。

また、住民の安全・安心に対する期待や関心が高まっていることから、迅速かつ的確な消防活動を行うため、職員の研修や訓練の充実による人材育成を図り、新たな需要に対応できる総合的な組織体制の充実強化に取り組みます。

近年、災害や事故の多様化・大規模化、都市構造の複雑化、住民ニーズの高度化・多様化など、消防を取り巻く環境は変化しており、小規模消防本部においては、出動体制、設備資機材、専門員の確保等に限界があることや財政運営面での厳しさがあることから、消防広域化の検討や緊急消防援助隊の充実強化に取り組みます。

- | | |
|------|---------------|
| 基本施策 | 1 消防施設の整備 |
| | 2 消防組織体制の充実強化 |
| | 3 広域連携体制の充実 |

基本目標 2 救急救助体制の充実強化

救急需要の増大とともに、住民が救急に寄せる期待が大きなものとなっている中、高度化する救急救命処置などの救急救助業務に迅速かつ的確に対応するために救急救命士の養成及び職員の知識、技能向上並びに医療機関との連携強化に取り組みます。

- 基本施策
- 1 救急体制の充実強化
 - 2 救助体制の充実強化

基本目標 3 火災予防対策の推進

火災やその他の災害を未然に防止するとともに、万一発生した場合は、被害を最小限にとどめるためには、住民や地域の事業所等との連携が必要です。そのために、住民や事業所に対して予防行政に関する正しい情報の提供や防災意識の啓発を図ります。

また、火災の原因を明らかにすることは、火災予防対策に重要な基礎資料となるものであり、火災調査体制の強化に取り組みます。

- 基本施策
- 1 火災予防の啓発
 - 2 事業所等の火災予防対策
 - 3 火災調査体制の強化

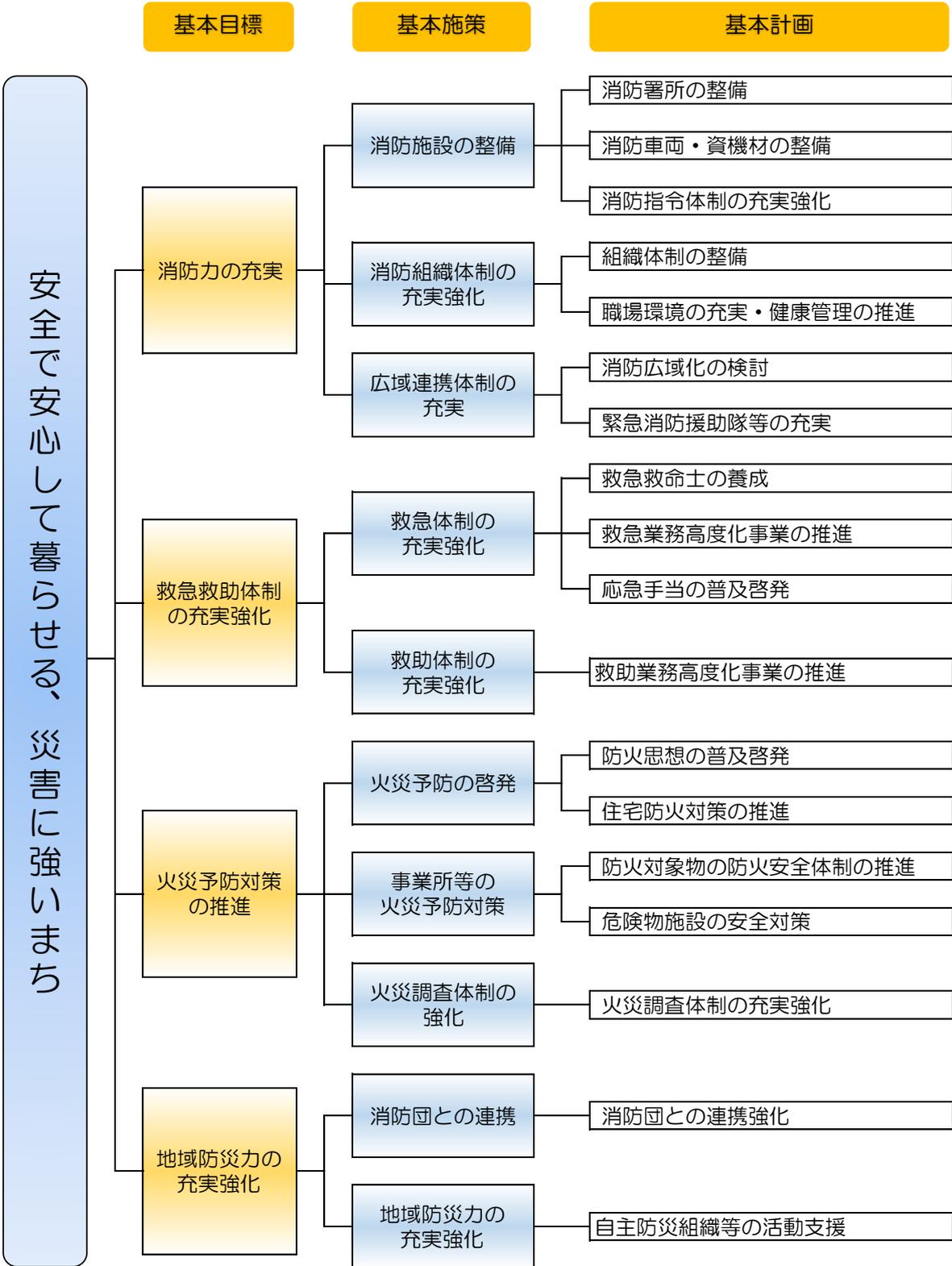
基本目標 4 地域防災力の充実強化

災害による被害を軽減するためには、行政による取組みだけでなく、住民一人ひとりの防災意識、地域コミュニティの防災力が重要であり、平常時における備えと災害時における適切な行動が不可欠となります。

これまでにも、住民、消防団及び自主防災組織などと協働しながらさまざまな取り組みを行ってきましたが、今後は、より住民視点に合わせた協働と住民自身の参画による安全で安心なまちづくりの実現に取り組みます。

- 基本施策
- 1 消防団との連携
 - 2 地域防災力の充実強化

総合計画体系



第3 基本計画

基本目標 1 消防力の充実

施策 1 消防施設の整備

1 消防署所の整備

消防署所については、小田出張所を除き、各庁舎とも昭和 56 年以前の旧耐震基準の建物であり、耐震性能を有していないものや建築から 59 年が経過し老朽化の著しいものがあり、施設機能の低下が認められるため、適正な維持及び更新が必要となります。

また、平成 17 年の市町村合併による管轄区域の拡大、高速道路開通に伴うインターチェンジの開設、市街地の拡充等、昭和 50 年の組合発足当時と比較して、その様相は大きく変化しており、様々な災害に迅速・的確に対応するためにも本部庁舎の移転改築について考慮する必要があります。

<基本的な方針>

東日本大震災の経験を踏まえて、建築から 50 年以上が経過し、老朽化が著しい地域消防活動の拠点である消防署の建て替えを図ります。

人口減少社会の中で、消防署所を計画的かつ適正に配置することにより、住民へ安全・安心を提供するとともに、消防機能の拡充により、あらゆる災害に迅速に対応する体制の確保に努めます。

<施策・取組み等>

① 建築から 59 年が経過し、老朽化が著しい長浜支署は、組合発足時に事務所兼作業場を消防庁舎として改築し業務開始となり、消防活動拠点施設としての機能を有していないことから優先的に整備を進めます。

平成 30 年度に建設工事着工、平成 31 年 4 月の運用開始を目指します。

② 耐震性能が低い川上支署は、耐震補強対策を進めます。

③ 外壁の剥離など老朽化が見られる内子消防署は、大規模改修を行うとともに、女性消防吏員の配置を考慮した職場環境の整備を進めます。

④ 消防本部・大洲消防署については、内壁の剥離など老朽化が見られ、消防活動拠点防災拠点として狭隘となっていることから、より効果的な活動が果たせる場所への移転改築を検討します。

[消防署所の整備計画]

署 所 名	建築年	耐震性能	改築・改修の予定
消防本部・大洲消防署	S50年	耐震改修済	移転改築 検討中
長浜支署	S34年	—	改築 平成30年度
川上支署	S54年	耐震改修予定	改修 平成31年度
内子消防署	S50年	耐震改修済	改修 平成30年度
小田出張所	H18年	新耐震基準	—



長浜支署完成予想図

2 消防車両・資機材の整備

「消防力の整備指針」に掲げられている基準を満たすべく、消防車両、各種資機材の整備を計画的に行っています。

各種災害に迅速かつ的確な対応を行うため、今後とも消防車両や各種資機材の計画的な整備はもちろん職員の高齢化に配慮した資機材の整備、技術開発に伴う最新の資機材配備の検討が必要です。

<基本的な方針>

消防車両や資機材は、使用年数の経過や劣化状況等により、順次更新を行うとともに、あらゆる災害に対応できる車両及び各種資機材の整備について計画的に実施し、消防職員の安全確保と対応力の強化に努めます。

<施策・取組み等>

- ① 車両更新目安基準により、各車両の更新整備を行います。
- ② 圧縮空気泡消火装置（C A F S装置）等の最新装備を有するポンプ車の導入を検討します。
- ③ 林野火災や無水利地区での火災に迅速に対応するため、小型動力ポンプ付き水槽車の導入を検討します。
- ④ 最新型の小型軽量化された空気呼吸器など、個人装備の性能強化、軽量化、維持費軽減の推進を図ります。

[車両更新目安基準]

車 両	更新基準年数
消防ポンプ自動車	概ね 20 年
水槽付消防ポンプ自動車	概ね 20 年
高規格救急自動車	10 年～15 年（走行距離 20 万km以上）
化学消防ポンプ自動車	20 年以上
はしご付消防ポンプ自動車	20 年以上
救助工作車	20 年以上
指揮車	15 年～20 年
広報車	15 年～20 年
資機材搬送車	20 年以上
その他の車両	15 年以上



高規格救急自動車



水槽付消防ポンプ自動車

3 消防指令体制の充実強化

年々増加する救急需要や特異な火災等に対し、出動した隊員が効果的な活動を行うには、119番受信時の適切な情報収集及び迅速、的確な情報伝達が極めて重要です。そのために、指令勤務員の能力向上を図るとともに、通信指令台で使用する基礎データの充実、更新を行い、最新の情報で対応します。

また、バイスタンダー（発見者、同伴者等）に適切な応急手当等を促し、救命率を向上させるための技術の向上や設備の改善を図ります。

<基本的な方針>

住民からの119番通報に迅速的確に対応し、出場から現場活動までの一連の動きをスムーズに行える体制、聴覚障害者や外国人からの通報にも対応できる体制を確立し、老朽化した指令装置の更新整備を図ることにより消防指令体制の強化を図ります。

<施策・取組み等>

- ① 救急事後検証会、その他の研修会に参加し、緊急判断及び口頭指導能力の向上を図ります。
- ② 老朽化した指令装置の部分改修を行い、また、改修に併せてNTT固定電話網のIP化に伴う通信指令台の機能強化を図ります。
- ③ 聴覚や言語機能に障害がある人がスマートフォンの画面から、音声を使わず119番通報できるシステムの導入について検討します。
- ④ 日本語会話が困難な外国人からの119番通報に伴う、電話通訳センターを介した三者間同時通訳による多言語対応の導入について検討します。
- ⑤ 消防経験、知識豊富な中堅職員の指令室勤務配置について検討します。

施策2 消防組織体制の充実強化

1 組織体制の整備

人口減少、少子高齢化が今後一層進む中で、消防業務においては、複雑多様化する事故や災害、救急事案の増加等に的確に対応する必要があります。また、近年、全国各地で地震や風水害などの大規模な自然災害が相次いで発生しているだけでなく、近い将来、南海トラフ巨大地震等の発生も懸念されています。

こうした中、今後、中長期にわたり、本組合の消防が地域住民の生命及び財産を守るという責務を果たしていくとともに、広域的な大災害の発生時にも十分機能しうるよう必要な体制を構築し、消防力の維持・強化を図る必要があります。

＜基本的な方針＞

増加する消防需要や住民のニーズに対応するため、簡素で効率的な組織編成と職員の研修や訓練の充実による人材育成の強化を図り、計画的な職員採用による組織体制の強化に努めます。

＜施策・取組み等＞

- ① 消防の責任を十分に果たすために必要な人員について、消防力の整備指針に基づく人員整備について検討します。
- ② 消防本部・大洲消防署庁舎の移転改築計画に伴う、簡素で効率的な組織編成について検討します。
- ③ 社会情勢等の変化への対応及び組織力の維持向上を図るため、消防学校等への派遣研修を行います。
- ④ 女性職員の採用を含めた職員採用計画を策定し、計画的な採用を図り、人材の確保に努めます。
- ⑤ 再任用制度により退職者の豊富な知識、技術等を活用した消防力の維持、強化を図ります。

[組織図]



2 職場環境の充実・健康管理の推進

消防を取り巻く社会環境は、様々な分野で大きく変化してきています。多様化する住民ニーズに応えられる質の高い消防サービスを提供するためには、職員が熱意と誇りを持って、その能力を最大限に発揮できる職場の環境整備と職員の健康管理を図る必要があります。

<基本的な方針>

社会環境の変化に対応した職場環境づくりと職員の健康に対する意識向上に努め、メンタルヘルス対策と安全衛生管理対策の推進を図ります。

<対策・取組み等>

- ① 本組合消防職員委員会を活用し、職員の意見を反映した働きやすい職場環境を整備します。
- ② 定期的な健康診断や感染予防対策を実施し、健康リスクの軽減を図り、職員の健康に対する意識向上に取り組みます。
- ③ メンタルヘルスケアを推進し、消防本部におけるハラスメント等の撲滅に取り組みます。
- ④ 本組合安全衛生委員会により職員が安全に安心して働ける職場づくりを進め、「労働災害ゼロ」を目指します。

施策3 広域連携体制の充実

1 消防広域化の検討

災害の多様化・大規模化、少子高齢化社会・人口減少時代に的確に対応し、消防防災体制の強化を図るためには、国が推進している消防広域化について検討する必要があります。

<基本的な方針>

人口減少社会、超高齢化社会の到来する中で住民が安心して暮らせるまちづくりを目指していくためには、需要が高まる住民ニーズに応えられる消防力の維持、強化のため、他消防本部の状況を注視しつつ、広域化による効果、課題等を精査し、県域（一本化）での広域化について研究を進めます。

2 緊急消防援助隊等の充実

平成7年に発生した阪神・淡路大震災を契機に、被災地の消防力では対応が困難な大規模災害や特殊災害の発生に際して、全国の消防機関等による消防応援を迅速かつ円滑に実施するため、全国的な消防応援組織として緊急消防援助隊が創設されました。

平成15年6月の消防組織法改正により、緊急消防援助隊が法制化（平成16年4月施行）され、平成23年に発生した東日本大震災では、全国規模の緊急消防援助隊が活動にあたり、本組合も岩手県での捜索活動のため、救助隊、支援隊を派遣したほか、平成28年熊本地震等にも救急隊を派遣しました。

本組合では、消火隊、救急隊等4隊を登録し協力体制を築いていますが、今後さらに緊急消防援助隊の強化、高度化を図るとともに、全国や地方ブロックの合同訓練へ積極的に参加して技術の向上を図る必要があります。

<基本的な方針>

災害の複雑化、高度化、大規模化等に対応するため、最新資機材を配備するとともに、全国及び地方ブロックでの合同訓練に積極的に参加し、隊員の技術向上、緊急消防援助隊の高度化に努めます。

また、複雑多様化する消防活動の対応について、近隣消防本部との災害応援協定に基づく災害対応訓練を実施します。

<施策・取組み等>

- ① 大規模災害等を想定した訓練を計画的に実施します。
- ② 地域の実情に応じた受援計画を策定します。
- ③ 応援協定に基づく災害対応訓練を計画的に実施します。
- ④ 大規模災害に備えた警察等の関係機関との連携強化を図ります。



平成26年8月豪雨による広島市土砂災害

基本目標 2 救急救助体制の充実強化

施策 1 救急体制の充実強化

1 救急救命士の養成

平成 29 年 4 月現在、33 人の救急救命士の有資格者がおり、29 人の救急救命士が 6 隊の救急車に搭乗しています。救急救命士の処置範囲の拡大が認められ救急業務における救急救命士の役割がさらに重要となっています。

しかし、今後は救急救命士資格者の定年退職等に伴い、救急救命士数が減少する一方で、気管挿管、薬剤投与、心肺停止前の輸液、低血糖傷病者へのブドウ糖投与などの高度な処置を行うことのできる認定救急救命士となるには、新たに講習や実習を受ける必要があることから、計画的な養成を図ります。

<基本的な方針>

救急救命士の計画的養成と技術向上に努め、救急隊 1 隊に対し 5 名の救急救命士を確保する体制を構築します。

<施策・取組み等>

- ① 救急救命士養成研修所へ計画的に職員を派遣します。
- ② 救急救命士有資格者の受験を積極的に働きかけ、救急救命士の確保に努めます。

2 救急業務高度化事業の推進

救急出場件数は、疾病構造の変化及び高齢化といった社会構造の変化に伴い年々増加傾向を示し、平成 23 年には 3,000 件に到達しました。

今後、管内の人口は減少傾向となりますが、高齢者の割合は増えていくことや平成 29 年 2 月からドクターヘリの運用が開始されたことに伴い、救急出場件数は更に増加することが予想されます。

このようなことからメディカルコントロール体制が実効性あるものとするためには、指導的立場の救急救命士を中心に救急隊員及び指令勤務員の教育体制の強化を図る必要があります。

また、救急救命士の処置範囲拡大が認められたことに伴い、高度な技術を養うため訓練用資機材の整備と年々技術革新する救命処置用資機材等の導入を検討します。

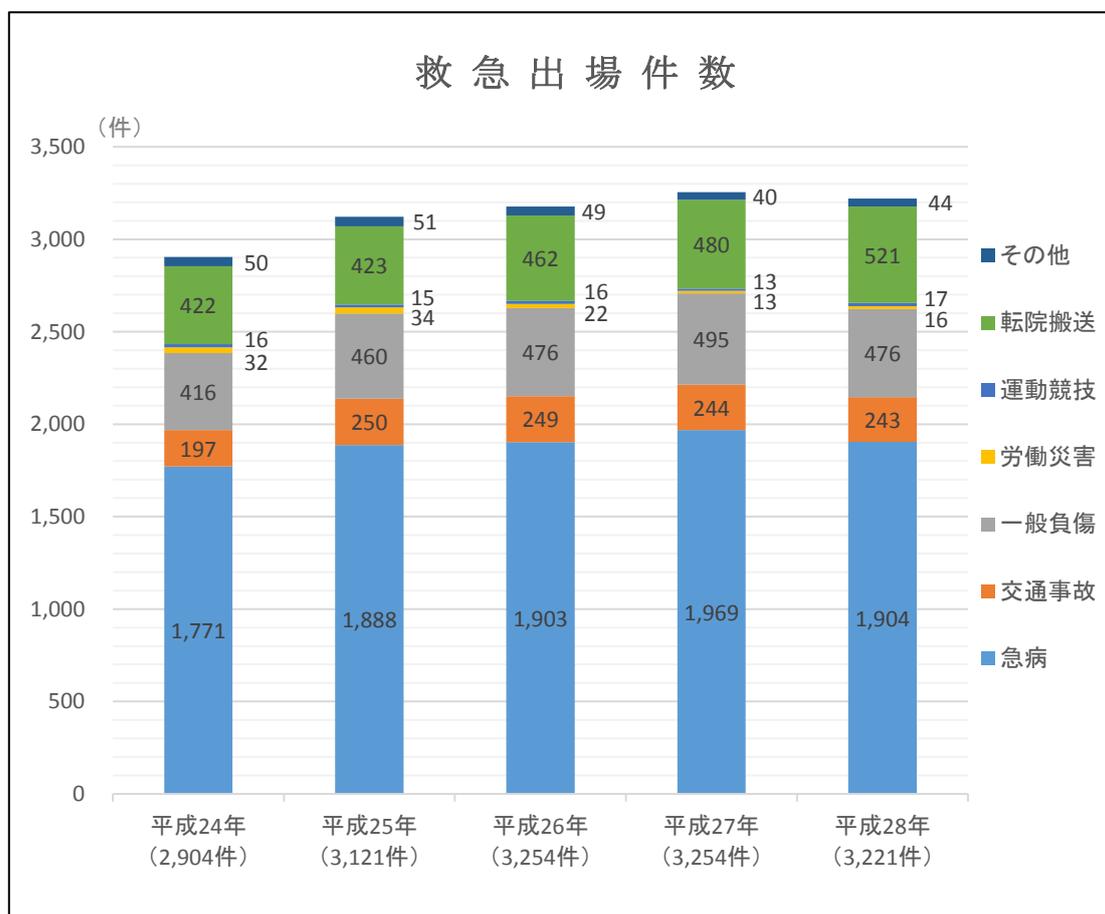
<基本的な方針>

メディカルコントロールの実効性を高めるため指導救命士を中心に、病院との調整、救急救命士及び指令勤務員の救急に関する教育を推進します。

また、救急活動の高度化に対応した資機材の整備・充実を図り、最新式の資機材の導入を検討し、隊員の救命処置技術及び救命率の向上に努めます。

<施策・取組み等>

- ① 救急救命士の再教育体制において中心的な役割を担う指導救命士の計画的な育成を図ります。
- ② 救急隊員のみならず指令勤務員等、全職員の救急に関する能力の向上に取り組めます。
- ③ 救急資機材の計画的な整備を図り、最新式資機材の有効性及び導入について検討します。
- ④ 外国人来訪者の増加を踏まえ、救急隊用の多言語音声翻訳アプリ「救急ボイストラ」の導入を検討します。
- ⑤ 救急医療体制（輪番制）の検討会を積極的に支援します。



3 応急手当の普及啓発

心肺停止患者等が発生した場合、バイスタンダーが速やかに適切な応急手当を施すことにより傷病者の救命率が大幅に向上することは明らかです。

本組合で実施している普通救命講習は、毎年1,500名程度が受講しており、平成16年から一般住民にも使用できるようになったAED（自動体外式除細動器）も幅広く浸透してきています。救命率を向上するためには、できるだけ多くの住民に応急手当の知識や技術を身に付けてもらうことが大切です。

また、応急手当手技を維持するためには、定期的に再講習を受けることが望ましく、受講者への周知を含めた対応が必要です。

<基本的な方針>

応急手当の普及促進のため、消防職員による指導普及に加え、各事業所の応急手当を指導できる応急手当普及員の育成を図ります。併せて、再任用職員による応急手当指導員制度を確立させ、住民の希望に沿った応急手当講習会を開催できる体制を整備することにより受講者の増加を図ります。

<施策・取組み等>

- ① 個々の住民の要望（開催日時、場所、回数等）に応えられる、機動的な応急手当講習会を開催します。
- ② 各種広報媒体を活用し、応急手当、普通救命講習の重要性を広報し、受講者の増員を図ります。
- ③ 応急手当指導員として、再任用職員の積極的な任用に努めます。
- ④ 消防団と連携し、応急手当指導員の資格を持った団員と合同での講習会を開催します。



普通救命講習会

施策2 救助体制の充実強化

1 救助業務高度化事業の推進

救助活動は、火災、交通事故、水難事故、自然災害や特殊災害など様々な災害の中で、安全・確実かつ迅速な対応が要求されます。

近年は、東日本大震災の発生や、ゲリラ豪雨による土石流災害、御嶽山の噴火災害などの複雑多様化する救助事案が発生しており、更に、ここ数年で南海トラフ巨大地震をはじめとした大規模地震の発生が懸念されます。このような中で、住民の安全・安心を守るためには、高度な知識と技術を有する救助隊員の養成と資機材の整備を計画的かつ継続的に推進し、地域の実情に合わせた特色のある救助隊の構築を図っていく必要があります。

<基本的な方針>

多種多様な災害に対して、専門的な知識や技術を有する隊員を養成し、より安全、確実、迅速かつ効率的な救助活動が行える体制を整備します。

<施策・取組み等>

- ① 大規模災害や特殊災害発生の際、確実かつ迅速な救助活動を行うことができるよう関係機関と連携した「集団災害対応訓練」を継続的に実施します。
- ② 消防大学校、消防学校の専門課程に職員を派遣し、専門的な知識や技術を有する救助隊員の養成を図ります。
- ③ 救助隊の隊員構成に救急救命士資格者の配置を検討します。
- ④ 複雑多様化する災害を想定した訓練施設の整備及び救助資機材の高度化、軽量化、スリム化を検討します。



NBC災害による集団災害事故対策訓練

基本目標 3 火災予防対策の推進

施策 1 火災予防の啓発

1 防火思想の普及啓発

火災予防対策では、火災の発生を防止するとともに、火災が発生した場合の通報、初期消火、安全避難等の活動を誰もが速やかに行えるよう火災予防に対する知識と理解を深めることが重要です。

また、幼児期から少年期の成長に合わせて、火の取り扱いに関するしつけや災害時の防火対策に関する学習の場を設け、子どもの頃から防火思想を育むことが必要です。

<基本的な方針>

火災予防運動をはじめとして、各種防火イベントや防災講習会を開催するとともに、ホームページ、市町広報紙、ケーブルテレビ等を活用した防火PRを積極的に展開し防火思想の普及啓発を図ります。

<施策・取組み等>

- ① 年2回の火災予防運動は工夫を凝らした内容で、継続的に実施することにより、防火思想の普及啓発に努めます。
- ② 管内の小学生を対象とした防火ポスターコンクールを引き続き実施し、子どもの頃からの防火思想を育みます。
- ③ 自治会及び事業所に対する消火訓練、避難訓練等及び防火講話を継続的に実施します。
- ④ 大洲地区少年婦人防火委員会の協力を得て、防災講演会の開催や防火パレードの実施など、様々な活動を通じて火災予防思想の普及啓発を図ります。
- ⑤ 東日本大震災での逃げ遅れによる被害の教訓を活かし、地域の実情に応じた避難訓練を取入れます。
- ⑥ ケーブルテレビを活用した魅力ある広報番組を作成します。

2 住宅防火対策の推進

近年、住宅火災による死者数が増加していることから、消防法の一部改正による「住宅用火災警報器」の設置が義務付けられ、管内においても平成23年6月から全ての住宅に設置が義務付けられました。

平成29年6月時点の設置率は70%で、全国平均の81.7%を大きく下回る結果となっており、住宅用火災警報器の設置促進を図る必要性があります。

また、今後、高齢化や核家族化の進展に伴い、ますます高齢者のみの世帯や一人暮らしの世帯の増加が見込まれます。このような世帯において、住宅用消火器の設置や防災製品の使用などの住宅防火対策を推進していくことで災害規模を抑えることが重要です。

<基本的な方針>

住宅の防火対策に対する意識を向上させるとともに、住民や事業所など地域と連携して住宅用火災警報器をはじめとした住宅用防災機器や防災製品の設置、普及を図り、住宅火災による死傷者数や財産被害の減少に努めます。

<施策・取組み等>

- ① 関係機関等と連携し、各種イベントや講習会等において、住宅用防災機器の展示、パンフレット等の配布を行い、住宅用防災機器及び防災製品の設置促進を図ります。
- ② 各メディアを活用し住宅用火災警報器の維持管理についての広報活動を実施し、忘れがちな交換の時期について適切な指導を行います。
- ③ 各関係団体と協力し、一般住宅の防火訪問を継続的に実施します。



一般住宅防火訪問

施策2 事業所等の火災予防対策

1 防火対象物の防火安全体制の推進

大規模店舗、病院、社会福祉施設、学校、工場などの多くの人が入りし、利用する事業所等の施設は、一旦火災が発生すると大規模化する危険性が高く、社会的な影響も大きいことから、法的に様々な規制が課せられ各種の安全対策が求められています。

本組合における消防用設備等の設置が義務付けられている事業所は、平成29年4月1日現在で2,741事業所あり、このうち防火責任を有する防火管理者を選任しなければならない事業所数は585を数えます。

これらの事業所等は、地域の安全を確保していくうえで重要な役割を担っているものの、一部の事業所等では長引く不況の影響等により十分な防火管理体制が取られていないものがあることから、防火管理者をはじめとする事業所等の関係者に対する指導を強化していく必要があります。

<基本的な方針>

事業所等の管理権原者に自らが果たすべき防火責任の重要性を認識させ、防火対象物の安全を確保するための体制を確立するなどの、具体的な安全対策を講じるよう指導に努めるとともに、違反事業所等への是正指導に積極的に取り組むことにより、人々が安心して入りし利用できる事業所への転換を促進します。

<施策・取組み等>

- ① 年2回の甲種防火管理講習を継続実施し、防火管理者を育成することで、火災を未然に防ぎ、被害の軽減が図れる防火管理体制の確立を推進します。
- ② 立入検査及び違反処理に適切に対応するための必要な知識、判断力を持った査察員を養成するため、教育体制を充実させるとともに、予防技術資格者制度による資格（防火査察、消防用設備等）を計画的に取得させ、立入検査及び違反処理を効果的に推進します。
- ③ 違反事業所等に対する特別査察や追跡調査を集中的に実施し、違反是正促進を図り、消防法令に関する重大な違反のある対象物について、その違反内容等を公表する制度を開始します。

2 危険物施設の安全対策

危険物施設等における災害は、人的、物的、経済的被害が甚大なものとなる可能性が高いため、日頃から安全性を確保する必要があります。

危険物等の規制に関しては、科学技術の進展、社会経済の変化等を踏まえ、必要な見直し等が行われてきています。

危険物施設に関する届出の受理、許認可事務等を厳正に行うとともに、立入検査等を通じて安全管理指導を行い、安全の確保を目指しています。

効果的かつ効率的な立入検査を行うため、専門的な知識を有する予防技術資格者の確保を図るとともに、安全管理体制の質的充実に重点を置いた立入検査体制の強化が必要です。

<基本的な方針>

事業所等における安全管理体制の充実及び自衛消防組織の対応力強化を図り、災害の発生を未然に防止するとともに、災害発生時の初動体制を強化し、被害の軽減を図ります。

<施策・取組み等>

- ① 危険物の取扱作業の保安に関する講習会を継続実施し、危険物保安監督者、危険物取扱者の育成に努めます。
- ② 定期点検の法的義務のない施設について、自主点検の重要性を周知し、自主点検実施を促進します。
- ③ 予防規定における震災時等対策の指導を行います。
- ④ 危険物安全週間中に、地域及び施設を選定した立入検査や安全広報活動を実施します。
- ⑤ 予防技術者制度による資格（危険物）を計画的に取得させ査察員の資質向上を図ります。



タンクローリー検査

施策3 火災調査体制の強化

1 火災調査体制の充実強化

火災の原因及び火災により受けた損害を明らかにすることは、火災予防対策及び警防対策に必要な基礎資料を得るための重要な消防の業務です。

また、火災調査結果の信頼性は、住民からの要望だけでなく訴訟の場において証拠能力の有無を左右することからも、今後更に高めることが要求されるものであり、職員の火災調査技術を向上させる必要があります。

<基本的な方針>

火災原因等を究明し、予防行政・警防活動等に活かすことにより、火災件数の減少及び火災による被害を軽減するとともに、火災に関する高度で専門的な知識を有する職員を育成し、火災調査員としての資質の向上に努めます。

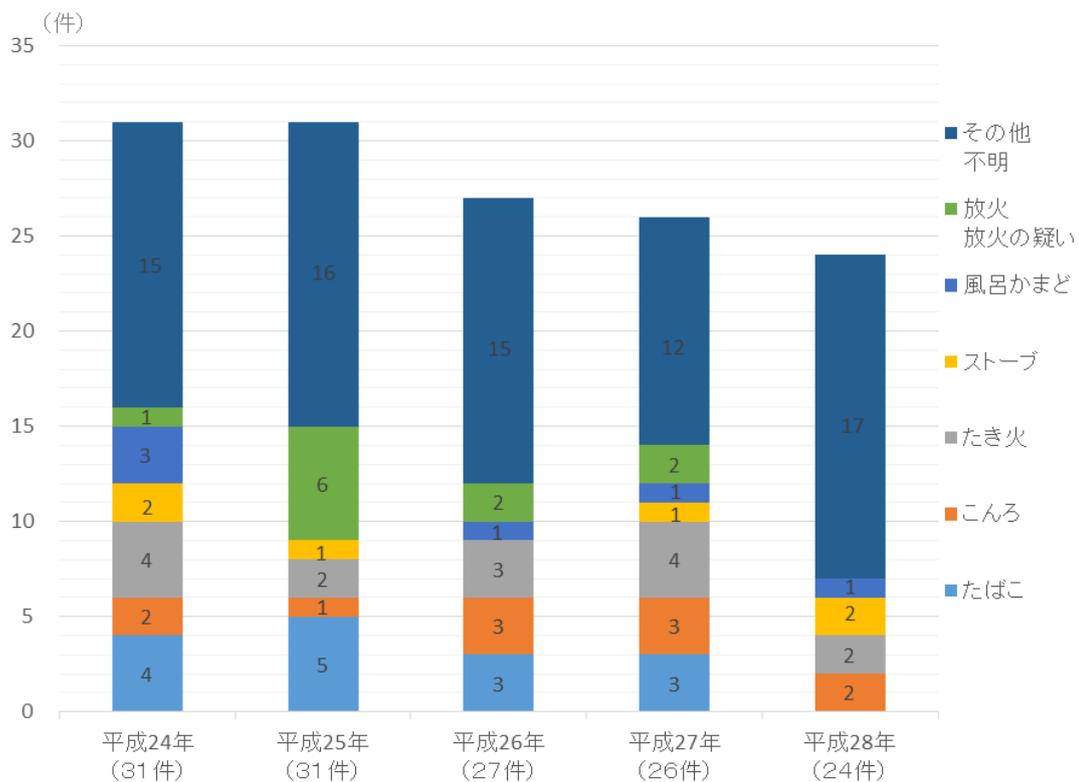
<施策・取組み等>

- ① 火災調査研修会を定期的実施し、火災調査要領及び火災調査書類作成等の能力の向上を図ります。
- ② 消防大学校、消防学校の専門課程に職員を派遣し、専門的な知識や技術を有する火災調査員の養成を図ります。
- ③ 火災調査に関する高度な知識と技術を習得するために、他機関による研修会等に積極的に参加します。
- ④ 専門教育を受けた職員を指定調査員とした火災調査体制の確立を目指します。
- ⑤ 火災調査資器材の整備を図ります。



建物火災原因調査

火災原因別出火件数



基本目標 4 地域防災力の充実強化

施策 1 消防団との連携

1 消防団との連携強化

消防団の活動は、火災の際の消火活動、火災予防広報活動、行方不明者捜索活動、大規模災害時の救助・救出や避難誘導等、地域防災体制の中核的存在であって、地域の安全・安心を守る組織として大きな役割を果たしており、地域住民から厚い信頼を寄せられています。

しかし、少子高齢化の進展、被雇用者の増加、市町の区域を越えて通勤等を行う住民の増加等の社会経済情勢の変化により、消防団員数は減少し、高齢化も進んでおり、地域防災力の低下が懸念されています。

近年の災害は大規模化するとともに、東日本大震災の発生や、ゲリラ豪雨による土石流災害等大規模な災害が発生しており、近い将来には、南海トラフ巨大地震等の大規模地震の発生が危惧され、地震が発生した場合、大きな被害が発生することも予測されています。

こうした状況を踏まえ、構成市町の消防団と協力し地域防災力の強化を進め、災害対応力の強化を図ります。

<基本的な方針>

構成市町の地域実情を踏まえて、消防団員の資質向上を図るため積極的な訓練指導に努め、各種災害に対応するため消防団と消防署の連携による訓練を実施します。また、減少する消防団員の確保と消防団活動に対する社会的理解を求めるための事業に協力します。

<施策・取組み等>

- ① 消防団活動の充実強化を図るため、消防団員の教育訓練指導を積極的に行い、消防団の主催する各種の研修会等を積極的に支援します。
- ② 大規模災害時は、大きな混乱の中での活動となることから、消防団との合同による多角的な訓練を計画します。
- ③ 構成市町が推進する消防団への加入促進事業及び消防団協力事業所表示制度事業に積極的に協力します。



ポンプ操法訓練

施策２ 地域防災力の充実強化

1 自主防災組織等の活動支援

大規模な災害が発生した場合、その被害を少しでも小さくするためには、「自分の命は自分で守る」という個人の「自助」意識を育てることが重要です。普段から個人として、災害時取るべき行動を考え、それを実行するために必要な知識や技術を習得した人々が、地域において互いに助け合う「共助」体制を構築し、関係機関と連携しながら地域の防災力を強化し、被害を軽減することが大切です。

管内においては、大洲市に33、内子町に42の自主防災組織が結成(組織率100%)され、安全で住みよい災害に強い地域を目指して防災訓練を行っています。

また、管内には、火災予防を目的とした防火クラブ等が14団体あり、様々な防火活動を行っています。これらの団体の活動を支援し、育成していくことが強く求められています。

<基本的な方針>

構成市町防災担当部署、消防団と連携しながら訓練内容指導、講習会の講師派遣等の必要な支援を行うことにより、防災知識の習得及び地域防災力の向上を図ります。また、防火クラブ等の各団体の活動に対する支援を積極的に行い、活動を通して地域防災を担う人材育成を図ります。

<施策・取組み等>

- ① 地域が行う防災訓練等において、積極的に指導を行うとともに防火講習会等に講師を派遣します。
- ② 防火クラブ等の各団体の活動を広くPRし、理解を深め会員及びクラブ員の加入促進を図ります。
- ③ 女性防火クラブが行う活動内容を検討し、参加しやすく魅力ある活動計画を立て、組織強化とクラブ員の士気向上を図ります。
- ④ 幼年・少年消防クラブが行う火災予防啓発活動を支援するとともに、魅力ある活動を展開するため指導者の育成を図ります。



自主防災訓練



幼年消防クラブ防火パレード